

令和 8 年 2 月 16 日

一宮市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、  
休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和8年2月16日

一宮市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第2号

一宮市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

一宮市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年一宮市規則第18号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 任命権者は、<u>次の各号の場合に該当する職員には、</u>当該各号に定める日数の<u>有給休暇</u>を与えなければならない。</p> <p>(1) <u>1週間の勤務日が5日以上とされている職員、1週間の勤務日が4日以下とされている職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合</u> 次の1年間において<u>10日</u></p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 任命権者は、職員に対し、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数の年次有給休暇</u>を与えなければならない。</p> <p>(1) この項の規定により年次有給休暇が与えられている職員以外の職員(第4号に規定する特定職員を除く。次号において同じ。)であつて、<u>6月以上の任期を定めて採用されたもの又は6月以上の期間を定めて任期を更新されたものである場合</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数</p> <p><u>ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる職員</u> <u>6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日(以下この項において「特定日」という。)</u>以後の1年間において<u>10日</u></p> <p><u>(ア) 1週間の勤務日が5日以上とされている職員</u></p> <p><u>(イ) 1週間の勤務日が4日以下とされている職員で、1週間の勤務時間が29時間以上であるもの</u></p> <p><u>(ウ) 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で、1年間の勤務</u></p>

(2) 前号に掲げる職員が、任用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日(以下「6月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合、それぞれ次の1年間において、10日に、6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第1の日数欄に掲げる日数を加算した日数

(3) 1週間の勤務日が4日以下とされてい

日が217日以上であるもの  
イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる職員 特定日以後の1年間において、次の(ア)に掲げる職員にあつては別表第1の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、次の(イ)に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

(ア) 1週間の勤務日が4日以下とされている職員(1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。)

(イ) 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で、1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもの

(2) この項の規定により年次有給休暇が与えられている職員以外の職員であつて、前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 前号ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員のうち、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの 次の1年間において10日

イ 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる職員のうち、継続勤務を開始した日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの 次の1年間において、同号イ(ア)に掲げる職員にあつては別表第1の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同号イ(イ)に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

(3) 第1号に掲げる場合に該当して年次有

る職員(1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。この号において同じ。)  
及び週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあつては1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

給休暇が与えられている職員(この号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が与えられている職員を含む。)である場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 第1号ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員で、特定日(同号に掲げる場合に該当することとなった日)に限る。以下この号において同じ。)から一年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、別表第2の上欄に掲げる特定日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

イ 第1号イ(ア)又は(イ)に掲げる職員で、特定日から一年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、同号イ(ア)に掲げる職員にあつては別表第3の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同号イ(イ)に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定日から起算した継続勤務期間の区分ごとに

定める日数

(4) 第2号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が与えられている職員(この号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が与えられている職員を含む。)又は特定職員(継続勤務を開始した日から6月を超えて継続勤務している職員であって、同日以後において年次有給休暇が与えられていないものをいう。)である場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 第1号ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日(以下この号において「6月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、別表第4の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

イ 第1号イ(ア)又は(イ)に掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6月以上継続勤務し、6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、同号イ(ア)に掲げる職員にあつては別表第5の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同号イ(イ)に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

2～5 略  
(病気休暇)  
第13条 略  
2 略

2～5 略  
(病気休暇)  
第13条 略  
2 略

3 前2項に規定する病気休暇は、有給の休暇とする。

(特別休暇)

第14条 有給の特別休暇は公民休暇、公務休暇\_\_\_\_\_、結婚休暇、不妊治療休暇、産前休暇、産後休暇\_\_\_\_\_、出産介護休暇、出産養育休暇\_\_\_\_\_、服喪休暇、夏期休暇、事故休暇及び感染症休暇とし、無給の特別休暇はドナー休暇、育児時間休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇、生理休暇及び妊産疾病休暇とする。

別表第1(第12条関係)

【別記1 参照】

別表第2(第12条関係)

【別記2 参照】

3 前項の規定にかかわらず、職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の病気休暇を与える期間については、必要と認められる期間とする。

4 第1項及び第2項に規定する病気休暇は有給の休暇とし、前項に規定する病気休暇は無給の休暇とする。

(特別休暇)

第14条 有給の特別休暇は公民休暇、公務休暇、ドナー休暇、結婚休暇、不妊治療休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間休暇、出産介護休暇、出産養育休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇、服喪休暇、夏期休暇、事故休暇及び感染症休暇とし、無給の特別休暇は\_\_\_\_\_生理休暇及び妊産疾病休暇とする。

別表第1(第12条関係)

【別記1 参照】

別表第2(第12条関係)

【別記2 参照】

別表第3(第12条関係)

【別記3 参照】

別表第4(第12条関係)

【別記4 参照】

別表第5(第12条関係)

【別記5 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

6月経過日から起算した勤続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

改正後

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から216日	121日から168日	73日から120日	48日から72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

【別記2】

現行

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日から216日	121日から168日	73日から120日	48日から72日まで	
任用の日から起算した継続勤務期間	6月	7日	5日	3日	1日
	1年6月	8日	6日	4日	2日
	2年6月	9日	6日	4日	2日
	3年6月	10日	8日	5日	2日
	4年6月	12日	9日	6日	3日
	5年6月	13日	10日	6日	3日
	6年6月以上	15日	11日	7日	3日

改正後

特定日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

【別記3】

改正後

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日から216日	121日から168日	73日から120日	48日から72日まで	
特定日から起算した継続勤務期間	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

【別記4】

改正後

6月経過日から起算した継続	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
---------------	----	----	----	----	----	------

勤務年数						
日数	<u>1日</u>	<u>2日</u>	<u>4日</u>	<u>6日</u>	<u>8日</u>	<u>10日</u>

【別記5】

改正後

1週間の勤務日の日数		<u>4日</u>	<u>3日</u>	<u>2日</u>	<u>1日</u>
1年間の勤務日の日数		169日から216日	121日から168日	73日から120日	48日から72日ま
		まで	まで	まで	で
6月経過日	1年	<u>8日</u>	<u>6日</u>	<u>4日</u>	<u>2日</u>
から起算し	2年	<u>9日</u>	<u>6日</u>	<u>4日</u>	<u>2日</u>
た継続勤務	3年	<u>10日</u>	<u>8日</u>	<u>5日</u>	<u>2日</u>
期間	4年	<u>12日</u>	<u>9日</u>	<u>6日</u>	<u>3日</u>
	5年	<u>13日</u>	<u>10日</u>	<u>6日</u>	<u>3日</u>
	6年以上	<u>15日</u>	<u>11日</u>	<u>7日</u>	<u>3日</u>

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年9月30日以前から引き続き継続勤務している職員の年次有給休暇については、改正後の一宮市パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。